

平成27年第1回上里町議会定例会会議録第2号

平成27年3月5日(木曜日)

本日の会議に付した事件

日程第 6 一般質問について

出席議員(14人)

1番 飯塚賢治君	2番 戸矢隆光君
3番 仲井静子君	4番 猪岡壽君
5番 齊藤崇君	6番 岩田智教君
7番 植井敏夫君	8番 高橋正行君
9番 納谷克俊君	10番 新井實君
11番 沓澤幸子君	12番 高橋仁君
13番 伊藤裕君	14番 植原育雄君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長 関根孝道君	副町長 高野正道君
教育長 下山彰夫君	総務課長 飯島雅利君
総合政策課長 片岡浩一君	町民福祉課長 岸智敏君
子育て共生課長 坂本正喜君	健康保険課長 関口静君
高齢者いきいき課長 小暮秀夫君	まち整備環境課長 強矢賢君
学校教育課長 谷木章二君	学校指導室長 浅見榮君

事務局職員出席者

事務局長 飯塚好一 係長 戸矢信男

開 議

午前9時0分開議

議長（植原育雄君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

日程第6 一般質問について

議長（植原育雄君） 一般質問を続行いたします。

11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） おはようございます。議席番号11番日本共産党の沓澤幸子です。通告に基づき一般質問を行います。

今回は、学びを楽しめる教育環境の充実を、安心して子育てできる町の2点です。順次質問させていただきます。

1、学びを楽しめる教育環境の充実を、学校図書館の充実と司書配置について。

昨年、学校図書館法の一部が改正され、学校司書の配置が新たに第6条として新設されました。6条は司書教諭のほかに、専ら学校図書館に従事する職員を学校司書と位置づけ、各学校に置くようにし、国、地方公共団体に対し、学校司書の資質向上のための研修等の実施を求め、学校司書は学校教職員の一員として、従来配置の司書教諭等と協力しながら学校図書館の機能向上に向け、図書館資料の管理、館内閲覧、館外貸し出しなど、児童生徒や教員に対する支援や各教科等の指導に関する支援を行うこととなっており、施行は2015年の4月です。

文部科学省の2012年調査によると、全国の学校司書の配置状況は公立小学校が47.8%、中学校48.2%で、全国小中学校の5割近くで配置されています。子どもの育ちに危機感を持つような事件が多発する現在、命の大切さを子どもたちに伝える学びが重要になっています。子どもたちに豊かな学力を育てるとともに、言語活動や探究学習、読書活動を通じて、豊かな人間性を養うことが求められています。学校図書館はこうした役割を担う場として、子どもたちの探究心やさまざまな思いを抱いてやってくる子どもたちに寄り添うことができる学校司書の配置が重要です。

国では、2012年度から学校司書の配置が進むよう単年度約150億円の地方財政措置をとっています。子どもたちの学びを支える学校図書館にしていくためには、専任・専門・常勤の学校司書職員が必要と考えます。上里町の学校司書の配置についての考えをお聞きします。

また、町の各学校における学校図書館司書の達成状況は、中学校は2校とも達成しているものの、小学校は達成しているのは1校、3校は75%から100%未満、1校においては50%から

75%未満という状況です。学校図書館関係の財源は地方財政措置であり、地方交付税交付金として一般財源として交付されています。暫定で見込まれる学校図書館関係費について伺いたいと思います。

生活困窮や不登校等による学習困難な子への学習支援について伺います。

生活困窮者自立支援法が2013年12月、生活保護法の改正とあわせ成立しました。生活保護受給者以外の制度の狭間に置かれてきた生活困窮者に対する支援を強化することで、生活自立につなげる目的があります。

生活困窮者自立支援法の事業は、福祉事務所設置自治体が必ず実施しなければならない必須事業として、自立相談支援事業と住居確保給付金の支給事業があり、任意事業として就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談事業の実施、そして生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業があります。

埼玉県では、生活保護受給者の自立を支援するチャレンジ事業を2010年から行っています。職業訓練、教育、住宅確保の3分野での自立支援事業ですが、特に教育支援では、日常生活習慣の獲得、高校進学と中退者防止のため、貧困の連鎖を防ぐための支援として、教員のOBや学生ボランティアによって県内17カ所で週1回から3回の学習支援が実施されてきました。私は2月に、支援に携わってきた教員OBの方の話を聞く機会がありました。先生は、生活保護世帯の多くは親が生活に追われていて、子どもの対応ができない状況にあり、学習面だけでなく、大人を頼れずに成長してきていることが多いので、大人を頼ってもいいことを伝えることも、将来その子が困ったときに重要なことだと話しておられました。

親の生活困窮により、学習面でもついていけない状況が生じている現状を支援し、子ども自身が将来をみずから切り開いていけるようにすることは重要なことだと思います。2015年度からは対象が生活保護受給者から生活困窮世帯の子どもたちまで拡大されます。上里町にも対象児童生徒がいますので、是非取り組んでいただきたいと思います。

上里町は、本庄福祉事務所の管轄ですので、町独自で取り組むのか、児玉郡市として取り組む考えがあるのかどうかについて、町長にお聞きします。

2、安心して子育てできる町についての項目では、4点について伺います。

まず、保育ニーズと公立2園の建設について伺います。

現在、公立保育所は3年契約で仮設園舎での保育が行われています。上里町のゼロから5歳児の人口は、平成21年1,815人、5年後の25年1,583人と、減少傾向にあります。出生率を見ても、平成25年は206人で、10年前の269人から63人減少しています。しかし、公立、私立合わせた6園の保育所の定員580人に対し、管外保育も含め、平成25年は713人が入所しています。10年前より19人減少しているものの、定員は大きく上回っている状況です。4月から一人一人の

子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、子ども・子育て支援新制度が施行されます。上里町が真剣に少子化を止め、安心して子育てができる町を目指していくのか、少子化はやむを得ないと考えていくのかで、将来の計画が変わってくると考えます。安心して産み育てられる環境は、定員の空きがあり、産休や育児休業の終了など、必要が生じたときに預けられる状況があることです。

また、保育所は地域の子育て支援の場としても重要です。3年間の契約期間内に新園舎を建設していくためには、そろそろ結論を出す時期に入っているものと思いますので、現在公立保育所がある地域に引き続き2園建設することについて、町長の考えを伺いたいと思います。

多子世帯の子育て負担の軽減について伺います。

地方創生の緊急の予算措置として、補正予算に地域住民生活等緊急支援のための交付金が計上されました。この交付金は地方消費喚起、生活支援型と地方創生先行型の2つから成り、特に地方創生型のメニューには、少子化対策として結婚、妊娠、出産、若者定住など、子育て支援策が上げられています。この交付金を使って、1つは、何度も提案してまいりましたが、保育料の兄弟減額を拡充し、兄弟が同時に保育所に入所していなくても2人目は半額、3人目は無料とすること。2つ目は、学校給食費の無料化です。2013年、内閣府が発表した子ども・子育てビジョンに係る点検、評価のための指標調査では、「子育てすることは大きな経済負担がかかると思うか」の問いに、「そう思う」が55.8%、「ややそう思う」を合わせると85.4%です。将来子どもをさらに持つと考えたときの不安の問いでは、経済的不安が71.7%、次いで仕事と生活、育児の両立が47.1%となっています。子育てに係る経済的負担、この負担の軽減策として有効なのが学校給食費の無料化です。一時的な給付では安心の制度とは言えません。継続した負担の軽減が見通せてこそ、安心して産み育てられる環境と言えます。同じ調査では、理想的な子どもの人数は、「2人」が37.8%、次いで「3人」が34.7%でした。これを見れば、安心して産み育てられる環境を整えれば、少子化が防げることを示しています。多子世帯の子育て負担の軽減策として、町は何を考えているのでしょうか、伺います。

シングルマザーの寡婦控除適用について。

子どもの貧困対策を考えたとき、シングルマザーの生活困窮は大きな課題です。厚生労働省が発表の2014年国民生活基礎調査によると、子どもの貧困率は16.3%、6人に1人の子どもが貧困家庭であり、ひとり親家庭は54.6%が貧困家庭です。婚姻歴の有無で不利益を受けることは法のもとでの平等や子どもの健やかな成長からいっても問題です。所得税法改正が必要であることはもちろんですが、それまでの間、シングルマザーにも寡婦控除をみなし適用させ、ひとり親家庭が利用できる軽減を適用し、差別を解消し、貧困から抜け出せる支援が必要と思います。町長の考えをお聞きしたいと思います。

医療費を高校卒業まで無料にすることについて。

現在、都道府県の子ども医療費の実施状況は、福島県の通院・入院ともに18歳年度末までを最高に、中学3年生までの実施は6都県、入院のみ中学3年生までが5県、埼玉県は通院、入院ともに就学前という中で、町が中学卒業までの無料化を実施し、大変喜ばれてきました。18歳未満を対象にする児童福祉法第2条では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」と規定しています。成長期の子どもが医療費を心配して治療を後回しにすることがあってはならないことです。お金の心配なく、早期治療で健康に過ごせるためにも、18歳未満の医療費の無料化を実現することを求めまして、1回目の質問といたします。答弁をよろしく願います。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員の質問に対して町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 沓澤幸子議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

最初に、1番の学びを楽しめる教育関係の充実についての御質問にお答えを申し上げます。

まず、学校図書館の充実と司書配置についてでございます。

近年、活字離れが叫ばれているところでございますが、読書は、読解力と言語力を形成する重要な役割があると認識しております。上里町の将来を担う子どもたちの読書環境を充実させるべく、今後も引き続き財政的配慮を行ってまいりたいと考えております。

図書館の現状等につきましては、教育長より答弁をしていただきますが、また、普通交付税の基準財政需要額に算入されていると見込まれている額につきましては、そのまま交付税として上里町に歳入になるわけではございません。基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた額が普通交付税として算定され、交付税措置されるものであり、財源としては一般財源であるわけでございます。

小中学校とも学校図書館図書標準にほぼ達成しておりますので、必要数は確保されていると思っております。

次に、 の生活困窮や不登校による学習困難な子への学習支援についてでございます。

国は、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、教育の機会均衡を図るとしております。

今年度までは、埼玉県が生活保護世帯の教育学習支援事業として、アスポート教育支援事業を実施しております。

その支援の概要でございますけれども、埼玉県北部福祉事務所のケースワーカーと県から委託された事業所が連携して生活保護世帯を訪問し、進路相談や学習相談を行うほか、必要に応

じて学習教室への通いを勧めており、学習教室は寄居や熊谷で、毎週土曜日の午後に開設をしておるところでございます。

また、平成25年12月には、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とした生活困窮者自立支援法が制定され、今年の4月から施行されます。

この法律による支援制度は、福祉事務所と設置する自治体が対象で、生活保護世帯だけではなく、生活困窮者を含んだ生活困窮者自立支援制度の学習支援事業を任意事業として、県や福祉事務所設置の自治体が行うことになっております。県の事業といたしまして、取り組んでいただくわけですが、具体的な内容や教室等の設置場所については、まだ公表されておりません。

今後も、貧困の連鎖を断つために、中学生や高校生の学習支援に関係機関と連携や協力しながら取り組んでまいります。

次に、学校教育における学習支援につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

次に2番、安心して子育てできる町の質問にお答えを申し上げます。

まず、1番の保育ニーズと公立2園の建設についてでございます。

12月議会で報告させていただいたとおり、中央・長幡保育園の仮設園舎につきましては、12月に完成し、無事引っ越しを済ませたところでございます。また、それと同時に、現在新園舎建設に向け担当課主導のもと、プロジェクトチームにおいて規模や場所等を検討しておるところでございます。

新園舎を検討していく中で、基本として、上里町子ども・子育て支援事業計画での推計では、児童数は減少していく中で保育ニーズについては高い状況となっており、その中で定員を確保していくことが必要となっております。

また、現在、新規で認可保育所を設置したいとの相談を受けているところでもあり、そういった要因を考慮した上で、財政状況等も総合的に勘案した中で2園とするのか、また統合1園とするのか、検討してまいりたいと考えておるところでございます。

地域での少子化や仕事を持つ保護者の方にとって、保育所の場所は大変重要なものと考えております。設置場所についても地域のバランスを考えながら利便性などを考慮し、慎重に検討してまいりたいと思っております。

公立保育所については、町の保育行政の中心と認識しており、民間保育所では対応が困難な病後児保育室の設置や発達障害児の積極的な受け入れなど、公立保育所としてのあり方も検討していかなければならないと考えております。

今後も、既存の民間保育所と協力しながら、将来の保育ニーズに対応できるよう、少子化対

策に力を入れていきたいと考えており、プロジェクトチームによる議論の中で町の方向性を固めてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、 の多子世帯の子育て負担の軽減についてでございます。

近年、少子化に歯止めをかけるため、新制度移行など子育て支援への対応がより一層強化されているところでございます。

安心して子どもが産めない理由の一つに、経済負担の重さが上げられます。また、少子化の一因として、3人目の子どもを安心して出産できる環境づくりも必要であると考えております。

埼玉県では、平成27年度に、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、認可保育所等に通う第3子以降のゼロ歳児から2歳児の保育料の無償化を実施する市町村には、その減免部分の2分の1を補助するという多子世帯保育料軽減事業の実施を予定しているところがあります。

上里町といたしましては、県事業と連携しながら、当該事業を実施してまいりたいと考えております。

また、現在、地方創生に対する町の取り組みの中で、地方創生先行型として、基本的で重要な課題である人口減少に関する施策について検討を進めております。

人口減少を考えると、自然的、社会的の両側面から考える必要がございます。町といたしましては、現行の多子世帯保育料軽減制度を拡大し、保育所、幼稚園に通う第3子以降の児童の保育料を補助することを内容とした予算案を本議会に追加議案として予定をさせていただいておるところでございます。

これにより、経済的負担の軽減を図り、女性の希望にかなった出産を後押しすることにより、町の人口増につなげていきたいと考えております。

平成27年度には地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定することになっておりますので、関連する取り組みについて検討し、より効果的な事業が展開できるよう、今後とも頑張っていきたい、推進してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、学校給食費の負担軽減でございます。

学校給食費の無償化につきましては、平成25年12月の定例議会及び平成26年6月定例議会においても申し上げておりますように、学校給食は、学校設置者に提供義務があること、並びに学校給食費は保護者が食材費を負担するものと学校給食法に規定をされている趣旨を勘案すること、学校給食費の保護者負担が原則であることの考えに変更はないようでございます。

上里町でも緩やかな少子化が進み、町の存続に少なからず影響を及ぼす時期がいずれ到来するであろうと考えております。近年の出生率の低下などにより推測されるところでございます。

上里町の将来を考えた上において、学校給食費の無償化に取り組むことが少子化対策の一助

となり得るかについて、総合的な検証が必要であると考えます。

次に、シングルマザーの寡婦控除適用についてでございます。

みなし寡婦控除を導入することにより、保育料などの負担の軽減ということで、平成25年12月議会において、沓澤議員より質問をいただいたところでございます。

現在、保育料につきましては、所得税などをもとに算定することとされており、所得税法上の寡婦控除が適用されない未婚のひとり親世帯の場合は適用されていないのが現状となっております。

本町の保育料等における婚姻届のないひとり親の方に対する寡婦控除のみなし適用につきましては、制度の根拠規定等の改正が必要であり、県内の状況等も踏まえ、研究をしてみたいと、このように考えておるところでございます。

次に、医療費を高校卒業まで無料にすることについての質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

こども医療費につきましては、県の乳幼児医療費助成制度に基づき、就労前までの乳幼児の医療費助成を行ってまいりましたが、平成22年7月より中学生までの医療費について制度を拡充したところでございます。

また、本庄市児玉郡内の医療機関及び深谷市、寄居町の医療機関では一定の額を上回るものを除き、窓口払いを廃止し、受診しやすい環境に努めてきたところでございます。

平成25年度のこども医療費助成事業の決算額は、1億1,600万円ほどでございますが、このうち県の助成額は1,600万円ほどで、町の負担額は1億円を超える額となっております。

高校生まで医療費を無料化することにより、所得の低い家庭では安心して医療機関を受診できるものと考えられますが、こども医療費の助成額も年々増加傾向にあり、現在の町の財政状況では、高校生まで制度を拡充することは大変難しい状況になっておるところでございます。

以上でございます。

議長（植原育雄君） 次に、教育長の答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 沓澤幸子議員の私に対する質問に順次お答え申し上げたいと存じます。

初めに、学びを楽しめる教育環境の充実を、学校図書館の充実と司書配置についての御質問にお答え申し上げます。

現在、各小中学校では、学校図書館の専門職である司書については、配置していないのが現状でございます。学校図書館法では、12学級以上の全ての学校に司書教諭を置くことが義務づ

けられておりますが、上里町では、全ての小中学校に司書教諭となる資格を有する教諭を配置しており、司書教諭を中心に学校図書館の充実に取り組んでおるところでございます。

各学校では、週当たり1から4時間程度、司書教諭が学校図書館の整備や全校一斉の読書活動、図書の読み聞かせなどの図書館を活用した教育を計画し、推進しているところでございます。

また、各小中学校では、町立図書館と連携して、町立図書館の本を定期的に交換しながら学校で貸し出しをしたり、図書館の司書の支援を受け、親しみやすい配架や本の読み聞かせ、ブックトークなどの活動を取り入れる読書環境の充実に努めておるところでございます。

さらに、小学校では、地域の図書ボランティアの方々の支援を受け、学校図書館の整理や本の修繕、読み聞かせなどを行っていただいております。

学校図書館の本の充実は、児童生徒の学習意欲を喚起するのに大変重要でございます。町内の各小中学校の学校図書館の本の充足状況でございますが、平成27年2月現在、全ての学校で学校図書館図書標準にほぼ達しておるところでございます。

今後とも図書を活用した教育の充実に向け、計画的に取り組んでまいりますとともに、町立図書館との連携や図書ボランティアの支援を受けながら、学校の教育環境の充実に努めてまいります。

学校司書配置につきましては、近隣市町村の状況を鑑み、計画的に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、生活困窮や不登校等による学習困難な子への学習支援についてでございます。

国では、平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮や不登校等による学習困難な子への対策として、学習支援の充実や教育相談体制の充実を掲げてございます。

まず、学習支援の充実についての国の対策ですが、家庭での学習習慣が十分に身につけていない中学生を対象に、大学生や教員OBなど、地域住民の協力により学習支援事業を行うことで、生活困窮世帯の児童生徒の学力向上の推進を計画しているものでございます。

上里町においても、生活困窮により学習することが困難な児童生徒や、不登校により学習することが困難な児童生徒がおり、授業についていけない児童生徒に対して、どう学習支援をしていくかが大きな課題となっております。

その対策といたしまして、上里町では授業についていけない児童生徒を出さないために、昨年度から上里町教員指導力向上推進事業を実施し、課題提示、発問方法、授業後の学習の振りかえりが行えるような板書やノートの使い方など、魅力ある授業が展開できるよう、授業力の改善に努めているところでございます。

さらに、授業についていけない、授業がわからないところのある児童生徒に対しては、各小

学校では児童相談員を各1名配置し、相談や学習の支援を行うとともに、夏休みに4日から5日間の補充学習を実施し、学習支援の充実に努めております。

中学校では、自立支援・学習支援員を各学校に配置し、学校内に個別で学習支援できる部屋を設け、不登校生徒や不登校になりそうな生徒への学習支援を行うとともに、夏休みに4日間の補充学習を実施したり、定期テスト前に学習質問室を設けるなど、学習支援の充実に努めておるところでございます。

次に、教育相談体制の充実についての国の対策では、教育や福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを必要な学校で活用できるよう、配置を計画しております。また、県の対策では、児童生徒や保護者との相談体制を充実するため、さわやか相談員を週5日、スクールカウンセラーを定期的に配置しているところでございます。

上里町では、小学校にスクールソーシャルワーカーを1名、中学校にスクールカウンセラーを各1名、さわやか相談員を各1名配置し、不登校児童生徒への家庭訪問や教育相談を行い、学校と家庭とのつなぎ役として支援を行っているところでございます。

今後は、国の新たな支援事業の動向を見据えながら活用するなど、現在実施している学習支援体制や教育相談体制がさらに充実できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 再質問をさせていただきたいと思います。

まず、の学校図書館の充実と司書配置についてでありますけれども、司書教諭は全校に1人ずつ配置されているということでありまして、先ほど教育長からも言われたように、週のうち何時間しかその任務を負うことができない。いわゆる担任を持っているわけですから、司書としての専門的な仕事になかなか従事できない、そういう現状の中で、今、学校図書館法の改正が行われてきたというふうに思います。そして国も、やはりこのことを重視して、予算もつけてきているわけです。そのことによって、全国的には学校司書の配置が一定、進んでいるというふうに思います。上里町においてもさまざまな努力はしていると思っておりますけれども、やはりよりよい授業をしていくためにも、教員に対しての資料提供、相談も一緒にしていく、そういう立場からも、学校司書の果たす役割は本当に重要だなというふうに思っています。それで、国も積極的に予算をつけている現状の中で、そういうものが活用できないかなというふうに思っているわけなんですけれども、全くその考えはないのかどうか、お聞きしたいなというふうに思います。

議長（植原育雄君） 教育長。

〔教育長 下山彰夫君発言〕

教育長（下山彰夫君） 学校司書等配置、今沓澤議員がおっしゃるとおり、司書配置することによって、さまざまな効果が生まれるということは理解をしております。しかしながら、やはり人を配置することに対する予算的な配慮等もこれから考えなくてはならないということと、近隣市町村におきましても、本庄、この郡市内では司書配置というものについては状況ができておりません。深谷市、熊谷市においては、臨時的に週1日とか2日とかそういう限られたものですが、配置をしているという状況は聞いております。今後はこの司書の配置につきましても、教育委員会の中で少し議論をしなくてはいけないかなということと、やはり県の動向を見据えながら、これから設置される総合教育会議の場でも協議いただけるように要請はしてまいりたいなというふうに思っているところでございます。

以上です。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） やはり人の配置というのは非常に重要だと思います。本来であれば、子どもたちの少人数学級、それも非常に長年の保護者、また教員の要望でもありますけれども、そうしたこともまだ進んでいない段階の中で、より多くの目で子どもたちを見守っていくというんでしょうか、やはり不登校であったり、授業についていけない、そういう心のよりどころとして、図書館に行くという子どももいます。そういう子どもたちを、学級でなかなか目が届かない子どもたちも、図書館でその子たちの学びを助けられる。その子の好きなものに寄り添って、「もっとこういう本もあるんだよ」みたいな、そういう働きかけができるという意味で、国が重い腰を上げて、この予算措置をしてきているということは、それだけ日本の子どもたちの育ちの危機感、最近新聞等でも報道されているように、本当に子どもの育ちの危機感が後押しをしているというふうに思いますので、町長も先ほど財政的配慮は、今後も引き続きやっていきたいというふうにお答えいただいておりますので、配置、まずは1人、全校じゃなくても、少しずつ、中学校からでもそういうふうな形で配置できないかどうか、検討していただければというふうに思います。町長をお願いします。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど教育長も答弁されておりましたけれども、非常に司書制度というものも大切なものであるというふうにも認識はしております。交付税にも一部返還されてくると、そういう状況もあるわけでございますから、できるだけ予算措置は、できる範囲内で、

教育部局といろいろと相談はさせていただく中で検討していきたいと、このように存じております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 司書のことは是非お願いしたいのですが、続いて学校図書館の図書標準の達成率ですが、私は全国の文部科学省がまとめたのを引き出して、上里町はほぼ達成しているはずなのにと考えていたのに、達成率が非常に低くて驚いたのです。これは2013年度、平成24年度、まだ文部科学省の到達点がこれだったのですが、ほぼ達成しているということで、やっぱり私の理解が正しかったのかなというふうに思って、ちょっと安心したのですが、一般財源化、学校図書の費用というのは、「はい、これをそれに使ってください」と、目に見えるように出ているといいんですが、地方交付税の中に入っているということで、きちっと調べてみると、割と全額そこに充てられていない現状が全国にはあるようです。

そこで、具体的にお聞きしたいのですが、上里町は今年度どれだけの額が交付税として算入され、どれだけの計上をしてきたのか、お聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 学校図書費の普通交付税の基準財政需要額に算入されていると見込まれている額は、小中学校合わせて399万9,000円、予算措置として図書購入されている金額は平成26年度予算として、234万2,000円となっております。基準財政需要額と比較しますと165万7,000円少ない数字となりますけれども、基準財政需要額とは比較できない、そういうものであり、さらに一般財源でありますので、その用途につきましては制限がないわけですので、御理解をいただきたいと、このように考えております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 地方交付税は非常に細かい計算で難しく、さまざまなものが入ってきています。学校図書費なども、いわゆる見えない形で入ってきているわけですが、算定すると約400万ですね、だけれども、実際使っているのは234万、地方交付税として算入されるから、裁量でいろいろ使えるということはもちろん理解しますが、やはり学校図書、なるべく算入された部分に近づくように図書費を使っただきたいなというふうに思うわけなんですけれども、今後の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この交付税につきましては、先ほど来申し上げておるように、一般財源に算入されてくるわけでございます。上里町も学校部分も一般の部分もあるわけでございますけれども、やはりそういう交付税に算入していただいた部分が、どの部分がどのくらい交付税に算入されたかはある程度わかりますけれども、それが一般交付税ということでございますので、一般財源で使わせていただくということで、とにかく今、財政上厳しい状況の中にあるわけでございますので、優先順位を決めてやらせていただいております。先ほど来申し上げておりますように、この図書購入費の交付税につきましては、できるだけそういう部分で司書配置に向けた使い方ができるかどうか検討していきたいと、このように考えております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 上里町の学校図書館を見ますと、本当に古くて、絶対子どもたちはこの本には手を出さないという部分も含めて、図書の標準数を何とかクリアしている段階なんですね。ですので、町長の考え方、司書配置も含めてということで、それはとてもありがたいんですけども、やはり子どもたちに魅力的な図書室にしていくように、引き続きお願いしたいというふうに思います。

のほうに移らせていただきます。

生活困窮や不登校等による学習困難な子への学習指導、支援でありますけれども、埼玉県が5年間進めてくる中で、800人近い子どもたちが進学できたそうです。それで、5年間ずっとこの支援に携わってきた教員のお話ですと、とにかく対象児童はもっとたくさんいて、その学級に足を運んでもらう活動に非常に力が必要だというふうにおっしゃってありました。5回、6回、7回、8回と家庭訪問して、やっと来てもらえるというんですね。ずっと3年間ひきこもっていた生徒もいたそうです。ずっとひきこもっていたために、来たときには1週間、2週間たって、歩き方がおかしくて、いわゆる足が疲れて、筋肉が発達していないというんでしょうか、変な歩き方をしながら来て、それでも頑張ってきて、高校に行ったという、そういう話も聞きました。子どもたちは、手をかけたり、わからないところを見つけ出してあげて、そこをクリアすることによって、本当に90数%、100%に近い子が、その教室に通った子は、希望する高校に進学できているんですね。そういうことを見ましても、本当に家庭の生活状況によって、子どもの学びがおろそかにされたり、そのことによって、将来に希望もどうせうちは無理、高校に進学する経済力なんかない、勉強がわからないと、諦めてしまわない。そのことが国の新たな法律にもなっていることだと思います。

教育長も先ほどおっしゃっていただきましたけれども、授業についていけない児童生徒を出さない、そのことが本当に、まずは重要だと思います。しかしながら、日本のこの40人学級という現状や、さまざまな経済状況、いろいろな状況の中で、今生み出されている子どもたちを、やっぱり何とか自分で未来を開けるようにしていく、このことが大事だと思いますので、一応この事業については任意事業、必ずやる事業じゃなくてもよいということになっているわけですが、私はあえてこの事業こそ、必ずやってもらいたいというふうに思って今回取り上げたわけです。それで、一応この事業は福祉事務所が設置している自治体で取り組むということになっていますと、上里町においては、本庄市の福祉事務所の管轄でありますので、児玉郡市一体として取り組んでいくのかどうか、そういう考えは今後の検討課題に上っているのかどうか、お聞きしたいというふうに思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 今、上里町では生活困窮者自立支援法に基づく学校支援事業を取り行えないかということでございます。生活困窮者自立支援法により学習支援事業や福祉事務所を設置している自治体が対象のため、補助金も該当されないわけです、上里町でやった場合ですね。そういうこともございます。先ほども説明させていただきましたように、県事業として取り組んでいただきたいと、このように考えておるところでございます。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 町長の答弁によりますと、上里町には福祉事務所がないので、本庄市が対象ということになるかと思えます。是非児玉郡市の中で、県の事業としては取り組むことになっているわけだと思いますので、積極的に上里町の子どもたちにも、保護者にもPRをして、行きやすいように、とにかく足を運んでもらうということが非常に困難だというふうに先生はおっしゃっていました。チラシ1枚だけでは忙しい保護者、特に生活に追われている保護者はなかなかそういうことを読み込んで、子どもをそこに送り出すという態勢ができていないということですね。ですから、子どもたちに直接働きかけたり、家庭訪問をするような、そういう態勢がとれるような児玉郡市の取り組みにさせていただけるように、町長のほうから意見を上げてもらえればなというふうに思いますが、お考えをお聞きします。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど来申し上げておりますように、生活困窮者自立支援法の中で、福祉事務所単位でそういうものができるということでございます。是非本庄市にもつくってい

ただけるように、そして児玉郡市の子どもたちが安心して通えるように、私のほうからも県のほうへも、また本庄市のほうへも語りかけてまいりたいと、このように思っております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 是非お願いしたいと思います。

次に、安心して子育てできる町のところで、保育所の建設についてお聞きしたいと思います。

町長も、前回のときもおっしゃっていましたが、公立保育園の果たす役割をきちっと捉えていただいている、大変ありがたいというふうに思っています。それと、少子化が進む中においても保育園のニーズ、この高さもきちっと捉えていただいているようであります。民間保育所の設置の申請があるということは以前も言っておられましたけれども、子ども・子育て支援制度ができたことによって、従来ある民間の方々の気持ちとは別に、保育所がお金も受けになるのではないかみたいなそういう形での参入であるならば、これは慎重に対応していただきたいというふうに思っています。現在はプロジェクトで計画中ということで、なかなかはっきりした答弁はもらえないものとは思いますが、やはり町長も押さえていただいているこのニーズの高さと公立の果たす役割、この辺を引き続き堅持して、ぜひ2園を建設する方向での検討をお願いしたいと思うわけですが、答弁をお願いします。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど来お話を申し上げておりますとおり、発達障害者などの支援も、どうしても公立の中でできない部分、そういう部分も大きいわけがございますから、どうしても公立の保育園というものは大事だというふうに思っておるところでございます。しかしながら、これからの将来的なことを考えていきますと、1園にしたほうがいいのか、2園にしたほうがいいのか、なかなかこれも難しい岐路に立たされていることは事実でございます。ほかにも保育園を要望しているところもあるわけがございますけれども、そういうところも複合した考えの中で、今プロジェクトチームをつくって、いろいろと検討をしておるわけがございますけれども、そういう検討の結果も、少しのあいだ時間をいただいて、何とかこの夏ぐらいまでには方向性を出していきたいと、こんなふうに考えておるところでございます。今プロジェクトも一生懸命取り組んでおりますので、この夏ぐらいには方向性が出せるかなと、そんなふうにも思っておるところでございますので、ひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 本当に保育所は通ってくる子どもたちの保育だけではなくて、やっ

ぱり地域のコミュニティー、子育てのコミュニティーの場としても、特に公立保育所の場合はそういう私立保育所がまた公立保育所を目指して、より良い保育をするという目標になる場所でもありますので、是非2園の建設の方向でお願いしたいというふうに思います。

現在、公立がある長幡・中央保育園の地域には民間もないわけでありまして、そこからこの保育園がなくなるということは、その地域におけるそういった、子育ての核となる場所がなくなることにもなりますので、お願いしたいなというふうに思います。

番の多子世帯の子育て負担の軽減でありますけれども、先ほど町長は、保育料については県がゼロ歳から2歳児までの保育料を無料にした自治体に対して補助金を2分の1出すことを決定した、これにさらに上乘せをして、上里町は3番目の子どもたちは全て無料にしますよと答弁していただいたと思います。大変うれしく思っています。しかし、2人目の子どもの半額についてはどうなんでしょうか、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど私が申し上げましたとおり、ゼロ歳から2歳児までのことにつきましては、県で半額補助をするということで決定をさせていただいておるようでございます。それで、3人目の子どもは無料にするということでございますけれども、これは地方創生の中で予算を取り組んで上里町はそういう方向で行きましょうと、そういうことで決めさせていただいたわけでございます。2歳児の子どもについては、まだいろいろと検討中でございますから、どの辺までどういうふうになるかわかりませんが、今後検討課題の一つとして、今後検討してみたいと、そのように思っております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 私も、この地方創生の予算を使って、多子世帯の子育ての負担軽減として、最も有効なのがこの保育料の、本来ならば全部無料と言いたいところなんですけれども、今現在ある中でも、本来であれば2人目は半額、3人目は無料だったのが、同時に保育園を使っていなければこれが使えなかった現状を改めて、2人目も、同時に入っていないくても半額になるように、まず一歩進めていただきたいという提案なんですけれども、それは実現できないのでしょうか、お聞きします。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 先ほど答弁した中で、3人目の子どもさん、3子、これは年齢を撤廃して無料にするということでございます。2人目の子どもも半額にしたらどうだということで

ございますけれども、その辺は少し検討する余地があるんじゃないかというふうに思いまして、ちょっと無理ではないかなと、そんなふうには思っておりますけれども、総合政策の中でどの辺までできるか、ちょっと県とも相談しながら、その辺のこともできれば取り入れられていければいいなと、そんなふうにも思っておりますけれども、非常に難しい問題であると、そういうふうに思っております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 地方創生型のメニューの中に、少子化対策として掲げられている中で、保護者の本当の経済的負担の重さ、先ほども、1回目の質問のときに述べましたけれども、経済的負担による将来子どもを持つときの不安が71.7%で、その最たるものとして、保育料、学校給食費などが上げられているんですね、医療費、この3つです。それで私は、保育料は、本来、今の規定でも2人目は2分の1があるわけですから、これをこの創生型の中に是非盛り込んでもらいたいというふうに思います。検討していただけるということなので、よろしく願いいたします。

次に、学校給食の無料化ですけれども、町長は、学校給食費の食材費は保護者が負担するものだということふうにおっしゃっているわけですが、文部省では、負担割合は地域の実情に応じてというふうに、保護者が負担をすることもできるということであって、地域の実情に応じてということがある中で、全国的に、今、本当に子育てにお金がかかるという声に押されて、学校給食費の無料、もしくは半額免除、もしくは第3子は無料、第2子は半額、さまざまな形で支援する自治体が広がってきています。上里町におきますと、小中学校の子どもたちの給食費を全部無料にした場合には1億3,500万円ほどかかることになるんですね。本来ならば無料で押したいところですが、それをせめて半分とか、そういう形で実施できないのかどうか。地域創生型のメニューとして盛り込めば、国の補助金の対象にもなってくると思いますので、是非検討していただきたいなというふうに思います。答弁をお願いしたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 地域創生交付金の中に活用したらどうかというようなお話をいただいておりますけれども、27年度から取り組む総合政策の中で、地方戦略の中で少子化・子育て支援対策のあり方を、少し協議をしてみたいと、そんなふうにも思っておりますのでございます。

上里町の学校給食は、また本庄市と共同で全小中学校を提供しておりますため、負担の均衡を考慮する中で、これも非常に難しさもあるのかなというふうに思いますけれども、本庄市とも相

談をさせていただく中で、たとえ半額でも幾らでも、地域創生交付金の中で何とかできないか、少し検討してみたいと、そのように考えております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 是非お願いしたいというふうに思います。

時間がないので、 番の方に移りますけれども、シングルマザーの寡婦控除適用、これみなし適用ですけれども、これは前回質問したときよりも、さらに全国的には広がりを見せてきています。それはなぜかという、やはりひとり親家庭の貧困率が一般、全ての子どもを持つ家庭の貧困率に比べて、圧倒的に高いわけですね。全体では6人に1人、ひとり親家庭だと2人に1人、そういう高い比率で貧困状態に子どもが置かれています。そのさまざまな理由によるシングルマザーだと思いますけれども、そこで育つ子どもたちを支えていく、そういう必要性から全国的にそうしたみなし適用、みなし適用の内容は保育料だけに限っているところもありますし、保育料と住宅費、いわゆる町営住宅費とか、そういうのに限られているところもありますし、非常に幅広く適用している自治体もあります。適用の方法はいろいろでありますけれども、やはり寡婦控除されることによって所得が下がるわけですから、全ての負担がそのことによって大変助かるわけなんですね。シングルマザーの方々の子育て、本当に大変な実態があります。個々の内容はさまざまですけれども、結婚しようと思っていたのに、その前に別れなければいけない事情が生じたり、亡くなってしまったりとか、しかし、子どもを育てていかなければいけないというその実情においては、ひとり親世帯は全て同じわけですから、国に対して所得税法の改正を求めることはもちろんお願いしたいと思いますけれども、早急に実現してもらいたいと思いますけれども、できるところから支援していく、そのことも是非お願いしたいと思いますので、再度答弁をお願いします。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 寡婦控除の規定がございます。夫と死別をして若くして離婚した、婚姻をしている人、または夫の生死が明らかでない人で扶養親族がいる人、または生計を一にしている人、そしてそのほかに夫と死別した後、婚姻をしていない人、または夫の生死が明らかでない人で、合計所得金額が500万円以下の人ということで規定をされておるわけでございまして、それ以外の沓澤議員のおっしゃるのは、婚姻届のない人の親に対する寡婦控除の適用についてのことをおっしゃっているんだと、そのように思っているところでございますけれども、今制度の根拠規定、そういうものが今ないわけでございまして、そういうことで寡婦規定に入っていないということでございますけれども、国等に要望をしていきたいと、そういうふうに

思っておるわけでございます。

沓澤議員が先ほど来申されておりますように、そういう子どもも、全く寡婦控除に値するんであろうと、私もそういう認識をしております。そういう人たちは非常に生活困窮をしておることは、私も認識をしておるわけでございますので、そういった部分では要望もしていきたいというふうに思っております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員。

〔11番 沓澤幸子君発言〕

11番（沓澤幸子君） 是非国に制度の改正を要望すると同時に、全国ではそういう根拠がないのでみなし適用という形で支援をしているわけですね。同時にみなし適用のことも検討していただければなというふうに思います。

4番目なんですが、高校卒業までの医療費無料化、確かにお金がかかるのですけれども、私もいろいろと調べましたが、長野県だとか大阪府等での調査によりますと、子どもが学校で健康診断を受けた後、虫歯であるとか再度検診が必要ですよという、そういう学校から通達を受けて、受診をしている割合が半分だそうです。あと、医療の途中で、財政的な理由によって中断するというような状況もかなり多く見受けられます。高校生ともなりますと、家計の苦しさがわかるわけですので、やはりちょっと具合が悪くても、なかなか言い出せなかったり、そういうこともあるようです。そうしたことから、本当にこの児童福祉法が述べているところの18歳までの医療費の無料化というのは求められているんだなというふうに思います。

町も、埼玉県が非常に低い水準で、大きな県で、財政的にも豊かな県でありながら、全国的には中学卒業までの医療費助成が6都県、入院は中学までというのが5県、そういうふうに進んでいる中で、埼玉県が非常に低いという、ここを引き上げれば町の負担を減らして、安心の医療が実現できるわけでありますので、県に対しても強く要望、私たち共産党も、県議会で毎回のようになっているわけですけれども、すると同時に、やはりこういう実情を鑑み、高校までの無料化に児玉郡市を挙げて、やっぱり児玉郡市というのが一つのネックに、上里町だけがというと医療機関の関係もありますでしょうから、議論を巻き起こしていただきたいなというふうに思いますけれども、町長の考えをお聞きして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 私も、県に行くたびに、福祉だとか医療の問題が、先ほど来申し上げておりますように、非常に多くかかっております。25年度は60億だったのが、今年度は70億近くかかっておるわけでございまして、そういったことで、県への要望も毎年私も行っておるわ

けでございます。町村は町村でやっておるわけでございますから、市と一緒にいったことはございませんけれども、そういう中で、知事にもいろいろ直談判をしたり、要望は続けてきておるわけでございます。御存じのとおり、上里町が当初中学校までの医療費をどのくらいかかるかという算定をした中で、医療費の無料化を実現してきたわけでございますけれども、当初は7,000万円くらいであろうと、そういうふうに思ってやらせていただきました。1年、2年、3年ということで、年を追うごとに非常に多くなっておるわけでございます。先ほどもお話し上げましたけれども、1億一千幾ら、1億2,000万近くかかっておるわけございまして、無料になるから、少しぐらいでもどんどん医者にかかると、そういう傾向も中にはあるんです。インフルエンザなんか流行った場合、特に医療費もかかってくるわけでございますけれども、いずれにしましても、そういったことで、医療費の年々増加になっております。1億円以上も、中学校までの医療費でかかっておるわけございまして、高校生までという、やはり中学生ぐらいまで、中学生が今、2,000万円程度でございますけれども、やはりそのぐらいかかっていくのかなというふうに思っておるところでございます。

沓澤議員も先ほどおっしゃられておりましたように、埼玉県で高校生までの医療費の無料というのは1町だけでございまして、それは非常に難しいのかなと。まだちょっと埼玉県は低いのかなと、そんな思いがするわけでございますけれども、今後、県とも少し応援をしていただく中で、そういうものができるかどうか、考えてみたいとそういうふうに思っております。

議長（植原育雄君） 11番沓澤幸子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時25分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

3番（仲井静子君） 皆さん、おはようございます。議席番号3番仲井静子でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告順に従い一般質問をさせていただきます。

女性と人権に関する対応と対策について。

ドメスティック・バイオレンス対策とストーカー対策について、シェルターの開設について、ストーカー、ドメスティック・バイオレンス加害者の更生について。

御承知のように、ストーカーやドメスティック・バイオレンス、いわゆるDVは、配偶者や

恋人等からの暴力のことで、また男女を問わずその被害は年々増加しています。平成25年度中の埼玉県内の相談認知件数がDV、ストーカー、いずれも過去最多となり、全国的にストーカー行為などのエスカレートが大きな問題となっているにも関わらず、被害者が殺害されるなどの重大なケースが後を絶たないため、県警は初動対応を強化するなど、ストーカーやDV対策に本腰を入れています。県警によると、平成25年、つきまといや待ち伏せ、無言電話などのストーカー行為は前年比41件増しの1,132件の相談を受理し、また近親者による暴力、脅迫などDVでは482件増しの4,450件認知したとのことです。ストーカー行為の相談者1,132人のうち、9割は女性でして、加害者側はもと交際相手が637人と過半数を占めていました。ストーカー行為や児童虐待など、埼玉県内でも相次いでいることを受け、埼玉県警では埼玉県警人身安全本部が平成25年4月から6月までの期間、24時間体制で対応した結果、事案2,158件のうち、DVが1,052件、恋愛のもつれが418件、児童虐待301件、ストーカーが261件、高齢者虐待が101件と、深刻な状態になっていました。

これらのデータは氷山の一角でして、多くの被害者は子どもがいるから、経済力がないから、親戚がいろいろ言うから、このような理由でほとんどがとどまり、耐えていく人生、恐怖におびえながら生きる人生を選ばざるを得ない人たちが大勢います。

平成13年DV防止法、つまり配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律が施行されてから13年たちます。上里町においては、県内でいち早く相談窓口を設けていただきまして、平成11年に女性センター、現在の男女共同参画推進センターがオープンしたと同時に、女性の悩みごと相談事業の窓口を設置し、初動対応として女性相談員と弁護士が連携をとり、相談に来る人に寄り添った対応に、心の整理をし、勇気づけられ、どれだけの女性が救われたか。

ちなみに、上里町の悩みごと相談内容は離婚問題、家族・人間関係、DV、整形と多種にわたっています。平成25年は電話による相談21件、来館による相談46件と、前年度より増えています。殴る、蹴る、髪の毛を引っ張る等の身体的な暴力だけでなく、無視したり、人権を否定するような暴言を吐くなどの精神的暴力、生活費を渡さないなど、経済的な暴力、本当に1人で悩んで孤立化してしまっているような人たちにとって、男女共同参画センターの悩みごと相談窓口は、女性にとって駆け込み寺の役目を果たしていると思います。

問題は、上里町では被害者を保護する体制、シェルターが用意されているかということでした、以前は男女共同参画センター内にシェルターとして活用できるように仮の避難場所として和室を設け、寝泊まりができるようにしてありましたが、児童館と隣接しているため取りやめになり現在に至っています。保護するための施設は準備しておくべきと思いますし、とにかく被害者を守るという、そういう姿勢で上里町の取り組みも積極的に進めていただきたいと思います。

児童虐待を受けた子どもの保護、DV被害を受けている人の保護、これから増えるであろうと思われる高齢者虐待の被害者の保護、町ではどのような対応をしているのかお聞かせください。

上里町では、今から三十数年前、つまり昭和の時代には里親制度がありました。里親制度は、経済的な理由や虐待などの理由で、親と暮らせない18歳未満の子どもを預かり、家庭で育てる仕組みで、県子ども安全課によると、県内では527世帯が里親に登録し、243人の里子が暮らしています。児童養護施設などで生活している子どもは1,481人に上っているそうです。児童虐待が大きな社会問題となっていますが、子どもの大切な命を守るためには、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応が非常に重要になっています。

上里町では、専門的な知識を持った職員の確保や人員配置などの支援体制の強化、役場の関係部署間の連携など、児童虐待防止にどのような取り組みをしているのかお聞かせください。

また、ストーカー規制法に至っては、この8月、14年経過しますが、それでもなお被害は増加の一途をたどっております。国はこの間、対応を強化するために何度か法律の改正を繰り返してまいりましたが、被害はますます深刻さを増し、さらなる対策が求められております。

DVやストーカー行為というのは、個人的な問題というふうに片づけがちですが、決して個人的な問題ではありません。悪質な人権侵害であると同時に、明らかに重大な犯罪なのだという事を広く地域社会に訴えていっていただき、被害者をしっかりとサポートする体制を構築していただきたいと思います。

上里町では、被害者のサポートは当然警察と連携し、取り組んでいると思いますが、どのような態勢で行っているのかお聞かせください。

自分の元を去っていった相手に対しての嫌がらせ、つまりストーカー行為やDV行為といった加害者に対する法的な枠組みとしては、保護命令しかなく、これに違反したときに初めて刑事罰の対象となります。被害者の保護はDV防止法により守られてきていますが、加害者を更生させるカウンセリングが行われない限り、ストーカーやDV行為を減らすことは難しいと思います。

埼玉県内は、更生プログラムの取り組みやカウンセリングルームがまだまだ少なく、専門的な知識を持った人の配置も重要と思います。加害者更生プログラムの取り組みも悩みごと相談としての窓口を設け、上里町から行っていただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

さて、DVやストーカー事件では、加害者が相手の住所を突き止めようとして、市町村に住民票の交付などを申請するケースが結構あります。そうした状況を防ぐために、被害者の申請に基づいて、住民の閲覧方法を制限できる制度がきちっと整備されているわけですが、しかし、

残念ながら職員の不注意などによって、加害者に情報を漏らしてしまったという、決してあってはならない出来事が実際には起こっています。住民基本台帳法が規定している借金の回収とか相続など、そういった特別な正当な理由があれば第三者の方にも住民票を交付できるという制度があるのですが、それを悪用して、戸籍担当窓口で元妻の金銭借用書を提示しまして、その人がDV被害者かどうか確認もせずに、職員の方が住民票を交付してしまったという、そういったケースです。まさに部署間での情報共有ができていなかった典型的な例だと思います。こうした事態を受け、総務省は、ミスを防止するための対策をしっかりと講じるようにということで、全国の自治体に対し通知を出しました。そして対応の徹底を図るように求めています。

上里町においても戸籍担当課だけではなく、福祉課や税務課とか、また国保の担当課など、連携などをより一層強化して、情報を広く共有するなど、職員間の意識の改革を図って被害者を徹底的に守るべきだと私は思います。

そこでお尋ねします。上里町では、住民票の閲覧交付制度について、情報漏れを防ぐためにどんな対策を講じているのか、これまでの取り組みと今後の課題等についてお答えいただきたいと思います。上里町ならではの方策をしっかりと構築し、進めていっていただきたく、強く訴えておきたいと思います。

「広報かみさと」の配布について。

「広報かみさと」の毎戸配布の検討、パソコン、スマートフォン、タブレット等の通信網の活用。

町民に毎月配布されている「広報かみさと」ですが、今回で550号に達し、町の情報を提供する「広報かみさと」は区長さん、班長さんの協力により、約1万800部が毎戸配布されていますが、50%から60%の方は読んでいないと思われます。どうしたら町民に読んでいただける広報になるか、担当職員は知恵を絞り、工夫しているようですが、この際思い切って「広報かみさと」は希望者に配付する方法に切り替えてみてはいかがでしょうか。自治体が住民に向け発行している広報紙をスマートフォンなどに無料配信するサービスが全国に広がっています。苦勞して作成し、各家庭に配布しても読まれないままチラシなどと一緒に捨てられてしまう悲哀を経験した自治体の悩みに応え、福岡市の企業が開発した「i広報紙」のことで、自治体側は若者のほか、住民以外にも情報発信できるツールとして期待しています。自治体専門の広告代理店ホープは、昨年7月スマートフォンやタブレット端末向けのサービス、「i広報紙」をスタートさせ、専門の無料アプリをダウンロードし、読みたい自治体の広報紙を登録すると、最新号が発行するたびに電子版が配信される仕組みでして、サービス開始からわずか半年余りで北海道から鹿児島まで、37都道府県117市町村に広がり、埼玉県ではお隣の本庄市、越谷市、春日部市、富士見市、三芳町、毛呂山町では、既に「i広報紙」を活用しています。

広報紙を発行する多くの自治体が、せっかく配布しても住民に読んでもらえないという悩みを抱えていたことから、電子版配信を思いついたそうです。電子版向けの広告売り上げでサービスを運営するため、自治体も利用者も費用負担はないのです。つまり無料です。福岡県筑紫野市は、市の調査で20代から30代の若い世代に市報が余り読まれていなかったため、昨年10月に導入し、紙を広げて手にとる時間のない人も、通勤途中などに読んでもらえたらと期待しています。上里町の「広報かみさと」と同じ悩みを持った自治体では、費用の無駄を少なくするために動き出しています。

町の情報を必要としていない人に届けてもごみ箱行きです。自治体が町民へ情報提供、お知らせ等を行っていますが、町民に対する単なる告知や一方的な情報提供にとどまり、お知らせしたことで情報を共有したと錯覚、誤認しているケースなど、受け手の目線に立った広報とは言い難い状況も見られます。広報の役割は、町づくりの主役は町民であることを念頭に置いた情報発信と情報の共有化を図ることと思います。

IT革命が日本中に広がり、マイクロソフト社のウィンドウズ95の登場によりコンピューターが身近なものになりました。その頃は、インターネットは別なモデムを購入し、接続しなければ使えませんでした。今のコンピューターはモデム内蔵ですから上里町役場のホームページから「広報かみさと」は閲覧できますし、情報収集はパソコンやスマートフォン、タブレット等を利用する人も増えています。以前の通勤通学列車に飛び込む人は、脇に新聞や雑誌を持っている人を見かけましたが、最近ではそういう人は見かけません。電車の中で情報収集はスマートフォンやタブレット等を利用し、いつでもどこでも暇さえあればいじっている時代の変化も敏感に察知し、「広報かみさと」を購読希望者の家庭へ配付する、新聞の購読と同じ扱いにしてみたいかがでしょうか。

「広報かみさと」は、毎月1万800部印刷し、1部が約40円の費用です。月に換算すると43万円、年に換算すると516万円となります。住民を無作為で抽出し、アンケートを実施するなどして、実態を把握し、検討すべきと思います。町長のお考えをお聞かせください。

議長（植原育雄君） 3番仲井静子議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。
町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 仲井静子議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1番の女性と人権に関する対応と対策についての御質問でございます。

のドメスティック・バイオレンス対策とストーカー対策についてでございます。

男女共同参画センターにおいて、女性の相談事業として悩みごと相談と法律相談を行っております。

悩みごと相談全体の相談件数は増加、減少を繰り返している状況でございますが、ドメスティック・バイオレンスの相談としては、近年減少傾向にあり、平成24年度4件、平成25年度については2件、平成26年度は、2月末現在で2件となっておりますところでございます。

ドメスティック・バイオレンス被害者のサポートにつきましては、期間の長さ、年齢、子どもの有無、就労経験の有無、生活歴など、被害者一人一人の状況がさまざまであるため、相談者の状況に沿った支援を提供するよう、警察や福祉事務所などと連携をしながら取り組んでおるところでございます。

また、ドメスティック・バイオレンスは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、社会全体の深刻な影響を与える人権問題であるため、啓発事業を開催するなど、将来のDV被害者や加害者とならないよう予防にも取り組んでおるところでございます。

続きまして、DV等支援措置については、国からのドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為、被害者の保護のための住民基本台帳における支援措置に関する事務処理要領に基づく、適切な措置を行っておるところでございます。

申出者からの住民基本台帳事務における支援措置については、住民票の写しの交付制限や戸籍の写しの交付制限、住民基本台帳の閲覧制限が対象となっております。

また、支援措置の相談等につきましては、申出者の立場になって親身に対応するとともに、前住所地の市町村等とも連絡をとりながら、支援措置を実施しておるところでございます。

住民票等の交付制限につきましては、住基情報のタスク画面の中で支援措置の表示がされるため、加害者が判明している場合は、加害者からの申請を不当な目的があるもの等として、閲覧や交付をしないこととしているほか、その他の第三者からの申し出については、本人確認を厳格に行うことや請求事由についても厳格に審査をしておるところでございます。

また、職員の不注意によるミスを防止するために、1人では対応せず、必ず2人以上で確認や対応をして、課長が責任者となり、発行や発行制限等を行うなど、不注意による交付ミスの防止に努めておるところでございます。

今後も、他課との連携は有効と考えておりますので、できる限りの取り組みを行い、被害者の情報管理を行っていききたいと、このように考えておるところでございます。

続きまして、児童虐待に対する支援体制についてであります。担当課において緊急な相談案件であっても、常に対応できる体制を整えて、早期発見・早期対応に努めておるところでございます。

相談を受けた際の対応といたしましては、所属している施設等への確認等、該当児童の情報を収集し、在宅児童におきましては、早急に児童のお宅へ訪問するなど、児童の安全確認を最優先として考えて対応を心がけて業務に取り組んでおるところでございます。

また、要保護児童の早期発見や適切な保護及び児童やその家族への適切な支援を図るため、上里町要保護児童地域対策協議会を設置し、定期的に会議を開催しております。

熊谷児童相談所や本庄警察署、保健センターなど、関係機関や民生・児童委員、主任児童委員との連絡を密にして、情報の共有等、協力して相談案件に対応するなど、協力体制を整えておるところでございます。

次に、シェルター開設についてでございます。

ドメスティック・バイオレンス被害者が一時保護施設であるシェルターに入所する際には、福祉事務所と連携して被害者を保護し、施設へ移送しております。

ドメスティック・バイオレンス被害者の一時保護所につきましては、婦人相談所がみずから行うとされ、さらに厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うとなっております。この基準の一つに、「施設が不特定多数の者に開放されておらず、被害者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮した設備を有している」ということでございます。ですから、男女共同参画推進センターは基準を満たないことになっております。

さらに、基準を満たした場合であっても、婦人相談所と町との委託契約となるため、入所対象者の範囲は県民となるわけでございます。

これらのことから、加害者から追及による危険を考えたときに、生命と生活の安全確保や秘密保持のため、埼玉県の一時的保護施設を利用することが適当であると考えておるところでございます。

また、一時的保護施設の避難した件数については、平成24年度はなく、平成25年に1件、平成26年に1件となっております。

続いて、高齢者の虐待の保護についてでございます。

養護者から高齢者が虐待を受けたとき、養護者から分離させて保護する必要があると認められた場合は、老人福祉法により、やむを得ない事由による措置として、特別養護老人ホームなどへ町長が職権で入所させることができるようになっております。

さらに、虐待の状況によって、生命または身体に重大な危険が生じるおそれがあり、一時的に保護する場合には、入所判定委員会も開催せず、入所措置を行うことができるようになっておるところでございます。今までのところ、こういった虐待による保護はございませんでした。

次に、のドメスティック・バイオレンス、ストーカー加害者の更生についてでございます。

ドメスティック・バイオレンス加害者に対する相談窓口や更生プログラムについてでございますが、現在はNPO法人や一般社団法人などで実施されております。

更生プログラムは、期間を約1年間かけて、DVをやめたいと思っている男性に対する教育プログラムであります。内容といたしましては、加害者責任の自覚・価値観や考え方の修正・

行動の変容を目指すものでございます。

これらにつきましては、ドメスティック・バイオレンス被害者支援の観点から、有効な施策であると思われます。専門的な知識を持った人材の配置を含め、国や県の動向を見て、研究をしてみたいと思っておるところでございます。

次に、2番の「広報かみさと」の配布についてのお尋ねのうち、 の「広報かみさと」の毎戸配布の検討についてでございます。

「広報かみさと」は、現在は各地区の区長・班長を通じて、全世帯に配布を行っております。町からの行政情報をお伝えする第一の手段がこの「広報かみさと」であり、その重要性は申し上げるまでもございません。そういった意味でも、全ての世帯に目を通していただきたいと思っております。もちろん全ての方が自分に関わる記事が掲載されているとは限りませんが、しかし、いつどういった情報が必要になるかわかりません。町内全世帯に、いざ災害というときでもごらんになれるよう、紙の「広報かみさと」を手元に置いていただきたいと思うのが町の考え方でございます。

配布世帯のほぼ半数が「広報かみさと」を読んでいないとの御指摘をいただいたわけでございますけれども、現時点では具体的な数字は把握しておりません。町といたしましては、広報を読んでいただけない方がいるから発行部数を減らすというのではなく、こういった方にもまぎらず手にとって貰えるような、読んでみたくなるような広報を作成するという努力をしていきたいと、このように考えております。具体的にはお知らせ記事以外にも、インタビュー・記事やコラム読み物、写真を大きく使った記事を増やすことと等、今考えておるところでございます。

次に、 のパソコン、スマートフォン、タブレット等の通信網の活用についてでございます。

昨今のコンピューター、携帯電話の発展は目覚ましいものがあり、その便利さから利用者は増大し、メディアの様相はここ数年で大きく変化してまいりました。かつて誰もが見ていた紙の新聞が売れなくなり、スマートフォン上で購読し、自分に必要な情報だけを検索するようになっておるところでございます。

現在でも、「広報かみさと」は町のホームページから閲覧できるようになっております。これにより自分の必要な情報を素早くキーワード検索することもできますし、上里町内だけでなく、町外に住んでいる方にもパソコン等で気軽に閲覧していただくことができるようになっております。

町の情報は、なるべく多くの方に、広く知っていただかなければならないわけでございます。町ではフェイスブックも使い、町の情報も広く発信しておりますが、御提案をいただいた「i広報紙」につきましても、お隣の本庄市でもやっておるようでございます。これらは情報発信において効果的と考えておりますので、一つのツールとして導入していきたいと、このように

考えております。

また、災害時等で通信網が遮断されて、ホームページ、フェイスブック等のデジタル広報が閲覧できないようなときには、紙の広報紙が有効に活用されるものと考えております。それらを総合的に判断し、紙の広報紙とパソコンやスマートフォンで見られるデジタル広報の両者は、うまく共存していくことが必要であると考えておるところでございます。

以上で終わります。

議長（植原育雄君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

3番（仲井静子君） 御答弁ありがとうございました。

「広報かみさと」なんですけれども、本当に読んでいないという若い世代の方が、これからは通信網を使って、ポケットの中からiPhoneなどを出して、町の情報も、目を向けてもらえるということは本当にいいことだなと思います。

それと、シェルターですけれども、DV被害を受けた方というのは、ほとんどが実家に帰る、駆け込むと。そうすると実家の方に加害者のほうが押し寄せて、親子を殺害してしまったという事件もありますけれども、上里町としては、県のほうに委託してやっているということですが、本当に命を守る、被害者を守るという意味で、できれば身近なところで保護し、それから向こうに連れていくという、そういう方法もとっていただきたいし、あと女性センターに悩みごとで相談に来る人は、相談員が寄り添った対応にというのは、本当にあそこに相談に来る人たちは勇気を持って一步館の中に入ったと思うんですね。勇気のない人もいるわけですから、相談者も、その人の思いというのが痛いほどわかるわけですから、寄り添って、もし弁護士さんのところに行くときには、「もしあれでしたら一緒に行きますよ」というような対応をしていたということは聞いております。カウンセリングとか相談員というのは、単なるそこで、「はあ、そうですか」「そうですか」と聞くのではなく、本当にきめ細かい対応が必要となってくると思います。

相談に来る件数が女性センターにしてもどこにしても少ないというのは、本当に勇気を出して相談に来られる方はまだいいんですけれども、家で悩んでおびえている人たちも大勢いるということを承知していただきたいと思います。

それと、今回男性の更生プログラムの中で、上里町としても男性の相談窓口、男性による男性の相談窓口を設けていただきたいと思っておりますけれども、それは埼玉県でやっています男性の相談教室というのがあるんですけれども。

議長（植原育雄君） 仲井静子議員に申し上げます。一問一答ですので、一問ずつ質問してください。

3番（仲井静子君） はい、わかりました。

女性と同じように男性の相談窓口も設けたらいかがでしょうか、町長のお考えをお聞かせください。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 上里町では、悩みごと相談所の中で弁護士さんに来ていただいたり、そのほかに相談員も設置させていただいておるわけでございます。勇気のない方はなかなかそういうところへ出てこられない、そういう方もあるようでございますけれども、男性相談員の皆さんも、そういうところに来てはいけないと、そういうことではないわけでございますから、男性の相談もぜひそういうところで悩みごと相談だとか、いろいろな相談に、一緒に来ていただければ、別に女性だけの問題ではございませんので、是非そういうことで悩みごと相談に来ていただけるように、取り計らっていただければいいのではないかなと、そんなふうに思っております。

議長（植原育雄君） 3番仲井静子議員。

〔3番 仲井静子君発言〕

3番（仲井静子君） 「With you さいたま」で男性の相談というのをやっているんですけども、それは、男性の相談内容というのは、職場の人間関係や家族、夫婦、DV、生き方など、男性全般にわたる相談をやっているそうです。このような相談窓口も上里町から積極的にやっていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わりにいたします。

議長（植原育雄君） 3番仲井静子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時3分休憩

午前11時15分再開

議長（植原育雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

2番（戸矢隆光君） 議席番号2番戸矢隆光です。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、1、平成27年度予算について、2、交通事故対策について、3、災害対策に

ついでに3点について、順次質問をさせていただきます。

1の平成27年度予算についてお伺いいたします。

私たち1期生の議員にとりまして、3月議会に上程される27年度当初予算が初めての審議となります。今回審議される平成27年度予算の編成につきましては、3月議会の冒頭に、施政方針演説として執行者である町長から述べられており、重複するところはあるかもしれませんが、よろしく願いをいたします。

今年度執行者から提出された予算は、歳入歳出合わせて82億2,099万5,000円であり、前年度に比べて6.1%の増となっております。また特別会計4会計予算は、前年度対比9.9%増の57億1,546万3,000円、企業会計2会計は、前年度対比9.9%減の24億9,926万4,000円となったことは、昨日の町長の施政方針演説の中でも報告をされたところであります。私も昨年9月議会において、町長の選挙公約について初めて質問させていただき、今後の4年間の町の方向性、町づくりをどのようにしていられるのかとお聞きをいたしました。選挙公約としては7つを掲げ、それらの実現に向けて現状の課題と分析を行い、さらには内容の精査と総合振興計画の振興管理とあわせて行っていきたいとの答弁をいただきました。あわせて新規事業については、財政面での検討を十分に行い、社会情勢を見ながらアセットマネジメントなどを参考に、より効果的なものにしていきたいとのことであります。

特に、上里町は現在大きなプロジェクト事業による上里中学校建て替え工事を行っており、財政面でもこれらの負担がより大きくなってきていると思います。今年度は、関根町長4期目の2年目の予算になります。27年度予算議会に当たりまして、質問させていただきたいと思っております。

27年度予算の特色、また特徴と1番のセールスポイント、今年度より新規として取り組む事業について、そして3番目につきましては、継続事業について、その3点についてお聞きをしたいと思います。

次に、2の交通事故対策について質問させていただきます。

上里町は昨年死亡事故が3件発生してしまい、埼玉県下の市町村1,000人当たりの死亡事故の割合が県下のトップになってしまいました。そのために、昨年の10月20日から今年の1月20日までの3カ月間、埼玉県より重点地域の指定を受けました。日頃から老人クラブ連合会や老人クラブの役員会、また交通安全母の会などの集まりの際には、警察署員の講話や交通安全カラオケなどの開催による交通安全を目指した各事業が毎年実施をされてきました。特にここ数年は交通事故が多く、少しでも減らしたいと各種団体の人たちを対象とした交通事故撲滅を目指したキャンペーンを開催して、関根町長みずから町民の先頭に立って取り組んできていただいたことは、私も十分認識をしておるところでございます。

そこで、今回私が質問させていただくのは、高齢者の対策の現状と今後についてであります。交通事故に遭わないようにしましょう、交通ルールを守りましょう、今までは自分が交通事故に遭わなければいい。しかし最近のテレビや新聞による交通事故の内容を見ると、高齢者の運転による交通事故が大変増えており、そのことによる死傷者も多くなっていることが社会問題になりつつあるということでもあります。私たちの身近なところでも、高齢者の運転による事故の発生や運動神経が緩慢になったために判断が悪くなり、周囲のドライバーに迷惑をかけ、危険な運転だと感じていたのは私だけでしょうか。

最近では高速道路を逆走して事故に遭うといったことも報道されておりました。私の家でも父親と自動車運転のことで意見の対立が多くありました。最初は高齢になってきて、運転も余りうまくないのだから遠出をしては困る。その次は自分の家の裏の道は県道の道と比べて信号がないために、時間がない人が県外からスピードを出してくるから車は乗らないようにしてくれ。とよく言うておりました。私たちの意見は事故を起こしても起こされても困るといったものでした。父親については、車でなければどこへも出かけられない、歩くよりも車に乗ってしまえば楽である、好きなときに買い物もでき、病院にも行ける、おれの運転はまだまだ大丈夫、ゴールド免許、このようなやりとりでした。免許証の交付は公安委員会であり、高齢者の免許の更新の際には講習のほかに教習所へ行っての講習もあるとのことでした。高齢者の方の自動車運転、それらのことに対して町ではどうにもできないことではありますが、自分の運転に何かを感じるようになったとき、町では自主的に免許証の返納を促せるような制度に取り組むことができないでしょうか。これも高齢者を交通事故から守る、交通事故を少しでも減らす対策の一環ではないでしょうか。

少し古い資料でございますけれども、政府で出しております広報によりますと、平成24年度の1年間の交通事故で亡くなった方が4,400人に対し、歩行者、自動車乗車中、自転車乗車中、原付自動二輪の乗車中の65歳以上の方が約半数亡くなっているとのことでありました。上里町にも高齢化問題が間違いなくやってきます。このような問題を抱えて困っている人も私だけでなく、多くいるのではないかと思います。そして、今後このような免許証を返上した方、すなわち交通の弱者、また買い物もできない人たちのために、いろいろな角度から検討に入る必要があるのではないかと思います。高齢化社会に入ってきている今、これらのことを早急に研究してみる必要があるのではないのでしょうか。いかがお考えか、町長にお聞きをしたいと思いません。

3の災害について伺います。

上里町はほかの地域に比べて自然災害が少ない町だと言われておりましたが、昨年2月に降った大雪では、大変な被害が町全体に出してしまいました。いまだにビニールハウスや車の車

庫など、そのままになっていたり、新しく建設する予定の場所が資材等の遅れによって更地になっているところなどがあり、被害の大きさがうかがわれます。こうした中、町でも冬の雪害が予想される前に、大雪に対する対策についてまとめていただき、報告がされました。

また、昨年8月1日の夕方から夜にかけて、上里町に雷雨が発生し、雹や突風などにより、大きな被害が出たことは、いまだ記憶に残っていることと思います。長幡地区の一部では、梨の木が突風にあおられて収穫間近の梨が全滅、あわせて設置してあった防雹網なども吹き飛ばされ、また家屋については瓦が飛ばされるなど、大きな被害が出ました。今までの台風の被害と違い、帯状に被害地域がわたっており、同じ梨畑でも数メートル離れたところでは余り被害が出ていなかったといったようなところもございました。今まで経験したことのない状態ではないかなと思います。これは最近、全国各地で起こっている竜巻に似た事例ではないかと言っている人もおりました。幸いなことに、けがをした人が出なかったことが不幸中の幸いだったのではないのでしょうか。

私たちの町では関係ないと思われた自然災害が、今後いつ起こってもおかしくないのではないのでしょうか。台風の予報と違い、竜巻などはいつ来るとも予想はできません。警報が出た後にどう取り組んだらいいかというような方法などを今後「広報かみさと」やホームページに随時それらの対策の記事を載せていただくようにしていただきたいと思います。

また、昨年の9月議会に防災対策について質問させていただきました。内容につきましては外部の専門知識を持った人を活用したらとの質問に対し、これからの災害を考えると非常に有効ではないかと考えているとの回答をいただいております。災害は夏場に多いと思いますが、その後の進捗についても、あわせて町長にお伺いしたいと思います。

議長（植原育雄君） 2番戸矢隆光議員の質問に対して、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 戸矢議員の質問に対して、順次お答えをさせていただきたいと思いません。

まず、1番の平成27年度予算についての の特色についてのお尋ねでございます。

平成27年度予算の編成に当たっては、町税収入の伸びが期待できない財政状況の中、当面する重要施策を着実に推進するため、事業の選択と集中を徹底することにより、財源を重点的、効果的に配分をさせていただいたところでございます。

町の将来像である「人と自然が響きあう“ハーモニーガーデン上里”」の実現を目指し、総合振興計画に示した施策を展開する中でも、私が昨年の選挙におきまして公約として掲げた事業を重点的な推進事項と位置づけ、効果的な予算計上に努めたところでございます。

特に、上里中学校改築事業や上里サービスエリア周辺地区整備事業など、継続して取り組んでまいりました事業が、順調に今進展をしておるところでございます。平成27年度においても、これらの事業を結実させるため、必要な予算額を確保いたしておるところでございます。

このため、主に投資的経費が増加しておりますが、基金を積極的に活用し、地方債発行額の抑制を図ることにより、将来負担の軽減と両立した予算を編成いたしましたところでございます。

次に、 の新規事業について計上いたしました主な事業についてお答えを申し上げます。

「支え合い、生きがいあふれる健康のまちづくり」を推進するため、町内のウォーキングコースの整備を進めるほか、子どもの発達支援巡回事業を実施してまいります。

また、「安全で快適に暮らせるまちづくり」の実現に向け、上里北中学校に再生可能エネルギー設置を導入するほか、住民の方からいただいた御意見をもとに、検討を進めてまいりました。神保原駅南街区公園の整備工事に着手いたしておるところでございます。

さらに、「活力に満ちた産業創造のまちづくり」として、農村地域が持つ多面的機能の保全管理を推進するため、地域共同組織による農地や水路の管理を支援するほか、上里スマートインターチェンジ上り線側に整備をいたします農村公園設置予定地の用地買収も行ってまいりたいと思います。

次に、継続事業について、主な事業をお答え申し上げます。

上里中学校改築事業につきましては、平成26年度から平成28年度までの継続事業として体育館の改築を行ってまいります。

また、地域振興に必要なインフラを整備するため、本年12月の供用開始に向け、引き続き上里スマートインターチェンジ整備事業に取り組むほか、児玉工業団地アクセス道路整備事業についても、道路予定地の買収に着手をいたしていきたいと思っております。

このほか、安心・安全な町づくりを推進するため、小学校3校の防犯カメラの設置や通学路等の安全対策を実施するとともに、引き続き交通事故死ゼロを目指して、町民運動の展開に取り組んでまいりたいと思っております。

平成27年度予算に計上した事業を着実に進展させ、「ふれあいと支えあい、住んでよかったまち上里、住んでみたいまち上里」の実現に向け、私が先頭に立って取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

次に、交通事故対策についてでございます。

の高齢者の対策の現状と今後についてでございます。

まず、上里町の高齢者に関わる交通事故の状況でございますが、昨年中の人身事故死傷者数のうち、16%は高齢者ドライバーが加害原因となった事故でございます。高齢者の交通事故防止対策は喫緊の課題であると認識をしております。

このようなことから、平成27年度当初予算案では、高齢者への事故防止の啓発として交通安全寸劇の開催に要する費用を計上しております。老人クラブなどの関係団体に向けて、活動することを想定しておるところでございます。

戸矢議員御指摘の高齢者ドライバーにおける交通事故防止の抑止力として、高齢者ドライバーの自主的な免許証返納を促す施策の実施についてお答えをさせていただきたいと思っております。

最近、ドライバーの高齢化が社会問題化しており、このような関連報道もよく目にします。当町のような地方部では、自家用乗用車を交通手段として頼らなければならず、生活において人と車が密着をしておる地域であると思っております。

免許の自主的返納に当たっては、高齢者ドライバーの自覚と生活環境等によるところもあり、一概に進められない事情もあるわけでございます。

埼玉県ではシルバー・サポーター制度というものを実施しております。これは高齢者が運転免許を自主返納した場合には、運転経歴証明書が発行され、協賛事業所でこの証明書を提示することで、さまざまな特典が受けられる制度になっておるわけでございます。

他県の市町でも、高齢者ドライバーの自主的な免許返納を促す各種補助制度を行っているところがございます。

議員の御指摘の当町の取り組みについてでございますが、他県の事例などを参考に、免許返納の促進策として、例えば感謝状の贈呈などの検討を行うとともに、シルバー・サポーター制度の活用推進に向けて周知してまいりたいと思っております。

また、高齢者が運転免許証を返納した際の支障が最小限になるよう、巡回バスの利用を促進することや、商工会と民間事業者が連携した宅配サービスなども有効な手段と考えておるところでございます。

高齢者が車に乗らなくても、安心して暮らせる町づくりについて、関係機関と連携して、今後研究してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

次に、3番の災害対策について。

の災害対策について想定される災害とその対策についてでございます。

昨年の大雪では、上里町でも大きな被害があり、町民の皆様にも大変な御苦勞をされたところでございますが、1年を経過し、農業者のハウスの再建なども進んでおるようでございます。町としても、今後の雪害対策として、町道の除雪マップを作成し、区長、業者等とも連携を図ったところでございます。

また、昨年8月1日夜、長幡地域を中心とする雷雨、降ひょう、突風による被害では、梨やナス、コマツナ、キャベツ苗などの作物への被害、倒木、建物の屋根の破損など、大きな被害がありました。

上里町地域防災計画では、竜巻・突風対策として、竜巻の発生情報を可能な限り早く入手し、町民に伝達し、安全な場所へ誘導するとしております。しかし、竜巻の発生や進路を予測することは非常に困難であり、また非常に短い時間で判断、誘導する必要が生じます。そのため、普段から住民が竜巻に対する知識を持ち、いざというときに対応できるようにしなくてはなりません。災害対策のマニュアルというお話でございますが、竜巻を初めとする災害への知識を「広報かみさと」であらかじめ提供しておくことが効果的だと思います。身の守り方や普段からできる対策などの情報を、災害の起きやすい季節などに合わせて、町民に提供してまいりたいと思っておりますのでございます。

また、議員からは、以前、災害に対する専門知識を持った外部の人を活用したらどうかということで御質問をいただきました。災害の種類は大変多く、また専門的な知識が必要となっております。知識や経験が豊富な防災の専門委員のような方を雇用することも、町の防災対策として有効なことだと思っておりますのでございます。前向きに今、取り組んでおるところでございます。

以上で終わります。

議長（植原育雄君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

2番（戸矢隆光君） ありがとうございます。

神保原本郷線のことについて、1点だけお聞かせを願いたいと思います。

昨年、神保原本郷線についても説明会が終わり、本格的に27年度からやって、4カ年くらいで完了ということでございますけれども、今年度土地の購入費5,000万、物件の補償4,500万、合わせて9,500万円の予算が、見てみると、ついておるわけでございます。これはいろいろな上里中学校等々ほかの事業もあって、いろいろなことが目白押しでございますけれども、神保原本郷線についても、機運が高まってきているときに、やはりお金を投入してやるのが一番ベストかなと思いますけれども、神保原本郷線の進捗についてお聞かせいただきたいと思います。

議長（植原育雄君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） この神保原本郷線につきましても、非常に長年の懸案でございました。もう十数年来、皆さんからも一般質問の中で、どうか早くやれというようなお話をいただいてきておるところでございますけれども、ここにおる議員の中にも、何人もの皆さんが一般質問の中で、そういう質問を受けておるところでございます。ようやく、一昨年度、町が決断をさせていただきまして、社会整備交付金を活用しながら何とかやっ払いこうということになっておるわけでございます。児玉工業団地アクセス道路につきましては、今年度予算が9,793万

円の事業費を計上をしておるところでございます。平成26年度と比較しまして、約4,500万円の増額でございます。主な内容といたしましては、平成27年度中に買収が見込める用地の土地購入費5,000万円を計上しておるところでございます。なお、物件の補償金として4,500万円となっております。事業全体の進捗状況といたしますと、事業ベースで約20%、今年度予算計上をさせていただいておるところでございます。

議長（植原育雄君） 2番戸矢隆光議員。

〔2番 戸矢隆光君発言〕

2番（戸矢隆光君） それでは、3番の災害に対する専門の知識を持った人を雇用することも考えているということでございますけれども、こういう人を雇ったときには、記者クラブ等活用して、上里町は自然災害が少なく、また災害にも力を入れているんだ、これがまた町の特色でもあり、財産だということを是非アピールをしていただきたいと思います。それをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（植原育雄君） 2番戸矢隆光議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

散 会

議長（植原育雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時43分散会